

森林環境税

納める方式	県民税均等割上乘せ課税方式（法定普通税）																		
納める人	県内に住所、事業所などがある個人・法人 （個人県民税及び法人県民税の均等割の納税義務者）																		
納める額	<p>個人 年額700円 法人 県民税均等割標準税率の7%相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金等の金額の区分</th> <th>標準税率</th> <th>森林環境税額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50億円超</td> <td>800,000円</td> <td>56,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円超50億円以下</td> <td>540,000円</td> <td>37,800円</td> </tr> <tr> <td>1億円超10億円以下</td> <td>130,000円</td> <td>9,100円</td> </tr> <tr> <td>1,000万円超1億円以下</td> <td>50,000円</td> <td>3,500円</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>20,000円</td> <td>1,400円</td> </tr> </tbody> </table>	資本金等の金額の区分	標準税率	森林環境税額	50億円超	800,000円	56,000円	10億円超50億円以下	540,000円	37,800円	1億円超10億円以下	130,000円	9,100円	1,000万円超1億円以下	50,000円	3,500円	上記以外	20,000円	1,400円
資本金等の金額の区分	標準税率	森林環境税額																	
50億円超	800,000円	56,000円																	
10億円超50億円以下	540,000円	37,800円																	
1億円超10億円以下	130,000円	9,100円																	
1,000万円超1億円以下	50,000円	3,500円																	
上記以外	20,000円	1,400円																	
納める方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 個人 （給与所得者） 給与から「天引き」して市町に納税します。 （年金所得者） ・ 65歳以上 年金から「天引き」して市町に納税します。 ・ 65歳未満で給与所得を有する者 給与から「天引き」して市町に納税できます。 （事業所得者等） 市町から送られてくる納税通知書により納税します。 ● 法人 県に申告納付します。 <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;"> <p>〈個人の場合〉</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>〈法人の場合〉</p> </div> </div>																		
実施期間	<p>5年間</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 個人:令和2年度～令和6年度 ● 法人:令和2年4月1日～令和7年3月31日の間に開始する事業年度分 																		